

現 場 説 明 書

工事名称 : 沖縄コンベンションセンター展示棟機械設備改修工事(R7)

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課

1. 工事名称 沖縄コンベンションセンター展示棟機械設備改修工事(R7)

2. 工事場所 宜野湾市

3. 工 期 契約締結日の翌日から令和8年2月24日まで
※共通費の算定にかかる工期Tは8ヶ月として予定価格を算出している。
改修：T＝8

4. 入札条件 別紙「公告」のとおり

5. 工事概要 図面記載のとおり

6. 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切

~~7. 関連工事~~

~~8. 施工条件~~

9. 質問回答 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は下記によりすべて文書で行う。
質問書の提出部数は1部とし、電送（FAX 又はメール（aa081302@pref.okinawa.l
g.jp））又は持参により提出すること。なお、質問がない場合は提出を要しない。
(1) 提出期間 別紙「公告」のとおり
(2) 提出先 別紙「公告」のとおり
(3) 担当者 沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課 施設整備班 嘉数
(4) 様 式 別紙1のとおり
(5) 回答方法 別紙「公告」のとおり

10. 提出書類等

- (1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙3による。

11. 現場代理人及び主任技術者等（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。

~~なお、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る）の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場常駐させること。~~

12. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き（赤土対策等）は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、受注業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

~~13. 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）~~

- ~~(1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。――~~

品 名	数 量	品 質	規格・性能

- ~~(2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。――~~

14. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

15. 総合仮設計画図

総合施工計画書に記載する総合仮設計画図は、施設側と調整を図ったうえで作成すること。

16. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（校舎、土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

17. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

18. 各種掲示板

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

19. 工程管理等

- (1) 工程会議は、現場着手前は月 1 回、現場着手後は隔週または週 1 回開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月 1 回以上の会議を行うこと。

※労働者数が 50 名未満の場合でも安全衛生懇談会を実施する等して、労働災害を未然に防ぐこと。

- (3) 工事の受注者は議事録を作成すること。

20. 安全管理等

- (1) 受注者は、施設利用者、施設関係者、通行人、近隣住民に対する安全対策を徹底すること。

21. 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(2)の確認は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正に関する協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (5) 発注者は、自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行い、(4)に準じて受注者と入札時積算数量書の訂正に関する協議を行うものとする。
- (6) (4)又は(5)の入札時積算数量書に記載された積算数量の訂正は、契約書、設計図書及び数量基準（沖縄県土木建築部建築工事積算基準第 5 (3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。）に定めるところによるものとする。

22. 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封

筒の間に入れて郵送するものとする。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号または名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、21. (3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

23. 着工会議について

本工事の着工会議は下記のとおり予定している。日程等確認のため、落札後、速やかに8. (3)の担当者と連絡をとること。

- (1) 日 程：契約日の締結日の翌日から10日以内
- (2) 場 所：契約後に通知する
- (3) 着手書類：現場説明書、着手関係書類【営繕工事】

※着手関係書類様式は、技術・建設業課HPにて入手可能。

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoku/kouji-doboku-eizen.html>)

24. 地域外からの労働者確保に対する積算方法等の適用

- ~~(1) 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。~~

~~なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。~~

~~—(変更対象項目)—~~

~~共通仮設費：準備費（借上費）、宿舍費（宿泊費、労働者送迎費）~~

~~現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）~~

- ~~(2) 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書（様式1）」及び、地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書（監督員が指示する場合。）を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。~~

- ~~(3) 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。~~

~~なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。~~

- ~~(4) 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。~~

- ~~(5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計~~

~~上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。~~

~~なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。~~

~~(6) 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。~~

25. その他

- (1) 本工事の予定価格は「令和 7 年度 公共工事設計労務単価（令和 7 年 3 月）」を適用している。
- (2) 公共建築工事積算基準及び資材単価等は令和 7 年 4 月時点の単価等を採用している。
- (3) 本工事は週休 2 日試行工事の対象であり、詳細は別紙 5 のとおりである。
- (4) 本工事は快適トイレ試行工事の対象であり、詳細は別紙 6 のとおりである。
- (5) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (6) 本工事により発生する建設廃棄物は、原則、再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領について」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。
- (7) やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は発注者と受注者で協議を行うこととし、協議の結果最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。なお、最終処分を行う場合は設計変更として取り扱うものとする。

(8) 特例監理技術者

本工事は建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。なお、特例監理技術者を置く場合には、監理技術者補佐を本工事に専任で置かなければならない。

特例監理技術者が兼任できる工事現場数は 2 とする。

(9) 施設管理者等との調整について

- ・ 指定管理者と、催事と工事に係る調整を行うこと。
- ・ 音を発する業務については、施工前に施設管理者と作業範囲内容等の調整を行うこと。
- ・ 本件は契約書第 3 4 条に示す部分使用を行う可能性のある工事である。

~~(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則について（建設工事請負契約書第 41 条関係）~~
~~請負者は、契約会計年度の前払金の額に翌年度の前払金を加えた額を初年度に前払金として請求することができる。~~

~~※ ただし、契約年度支払予定額は請負代金額の約 20%の見込みである。~~

別紙 1

質 問 書

工事名称：沖縄コンベンションセンター展示棟機械設備改修工事(R7)

提出期限：別紙「公告」のとおり

提出先：沖縄県MICE推進課 代表メール (aa081302@pref.okinawa.lg.jp)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号

番号	質問内容

(備考)

1. 質問ごとに番号を付けてください。
2. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

別紙 2

契約後速やかに提出する書類

	書 類 名 称	様式番号	備 考
1	工事関係提出書類	営繕第 1 号様式	
2	着手届	第 3 号様式	
3	工程表	第 4 号様式	約款第 3 条(15 日以内に提出)
4	現場代理人等通知書	第 5 号様式	約款第 10 条(契約後速やかに提出)
5	経歴書	第 5 号様式(2)	現場代理人等通知書に添付
6	実務経験証明書	第 5 号様式(4)	必要な場合に提出
7	主任技術者又は監理技術者の資格者証 (写)	—	
8	建設業退職金共済制度の掛金収納書	第 6 号様式	特記仕様書
9	建設労災補償共済等確認願	第 7 号様式	
10	火災保険・組み立て保険等	—	特記仕様書 (必要な場合に提出)
11	受注時工事カルテ受領書 (写)	—	特記仕様書 (必要な場合に提出)
12	通知書	第 11 条様式	建設リサイクル法第 11 条
13	再生資源利用計画書	様式 1・イ	特記仕様書
14	再生資源利用促進計画書	様式 2・ロ	特記仕様書
15	請負代金内訳書	営繕第 2 号様式	約款第 3 条
16	電気保安技術者通知書	営繕第 8 号様式	提出
17	建設工事下請通知書	第 9 号様式	契約書第 7 条

随時提出する書類 (工事打合せ簿を鑑に必要書類を添付する。)

	書 類 名 称	備 考
1	実施工程表	標準仕様書 1.2.1
2	建設工事下請通知書	契約書第 7 条
3	施工体制台帳	建設業法、標準仕様書 1.1.5
4	施工体系図	建設業法、標準仕様書 1.1.5
5	使用材料の品質証明資料	標準仕様書 1.4.2
6	総合施工計画書、施工計画書	標準仕様書 1.2.2
7	施工図	標準仕様書 1.2.3
8	工事材料搬入報告書	営繕第 7 号様式、標準仕様書 1.4.4
9	一工程の施工の報告	標準仕様書 1.6.4
	その他設計図書に定めのある書類	

毎月 5 日までに提出する書類

	書 類 名 称	様式番号	備 考
1	定期報告書（ 月分）	営繕第 3 号様式	
2	工事履行報告書	第 11 号様式	
3	工事工程表（実施）	営繕第 4 号様式	
4	工事状況報告	営繕第 5 号様式	
5	工事写真	営繕第 6 号様式	

完成時に提出する書類

	書 類 名 称	様式番号	備 考
1	完成通知書	第 43 号様式	
2	県産建設資材使用状況報告書(総括)	参考様式 1	
3	ゆいくる材利用状況報告書	様式 17	
4	ゆいくる材利用状況報告書（別紙）	参考様式 2	
5	再生資源利用実施書	様式 1	
6	再生資源利用促進実施書	様式 2	

検査合格後に提出する書類

	書 類 名 称	様式番号	備 考
1	請求書		
2	引渡書	第 44 号様式	

別紙3

完成図書案

	書類	規格	部数	備考
1	工事関係書類	A 4	1	契約書関係、官公庁提出書類、施工体制台帳、施工体系図、下請通知書、技能士通知書等
2	工事打合せ簿 (1) 使用材料の品質証明資料 (2) 施工計画書 (3) 工事材料搬入報告書 (4) 試験結果報告書 (5) 一工程の施工の報告 (6) 設計変更に関する協議 (7) その他協議・報告関係	A 4	1	(1)～(7)の項目ごとに目次を作成すること。
3	定期報告書	A 4	1	
4	施工承認図	A 1	1	A 4 サイズに折って提出
5	工事写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
7	工事写真電子データ	—	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとする。 工種ごとにフォルダを分ける。
8	完成図	A 3	1	A 4 版観音製本
9	完成図電子データ	—	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとする。 ファイル形式は P21 形式とオリジナルデータ形式とし、フォルダを分ける。
10	保全に関する資料	A 4	2	
11	保証書	A 4	1	クリアホルダーに収納
12	工事カルテ受領書（写）	A 4	1	
13	鍵等引渡書	—	1	鍵は3本1組とし、鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録、キープランとともに提出する。
14	工事完成書類目録	A 4	1	

※完成図書については、「電子納品に関する手引き（営繕）」に基づき事前協議を行う。

別紙4

(仕様) 大きさ：縦1000×横1400 (mm) 程度

背景色：ホワイト

文 字：丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁：四方アルミ、グレー色

〇〇事業	
工 事 名 称	：〇〇改修工事
場 所	：〇〇市
工 期	：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
請 負 額	：×, ×××, 〇〇〇円
主 な 工 事 内 容	：
施 工 者	：(株)〇〇建設 TEL 098-△△△-△△△△
設 計	：◇◇設計 TEL 098-□□□-□□□□
監 理	：□□設計 TEL 099-□□□-□□□□
発 注 者	：沖縄県知事 玉城 康裕
工 事 担 当	：沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 TEL 098-866-2736

別紙5

営繕工事における週休2日試行工事の実施について

(受注者希望方式)

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑤ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- ⑥ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、台風等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ⑦ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、台風等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

- 3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日を取

り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

5 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。7 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

8 本工事が週休2日を確保した場合は、「週休2日実施証明書」を発行する

別紙6

快適トイレ試行工事

1 内容

受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち以下の(1)から(11)までの仕様をすべて満たす快適トイレを男女別に1基ずつ設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。なお、(12)から(17)までの仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの。）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2 協議方法

受注者は、快適トイレの設置にあたって、1の内容を満たすことが確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について監督員と協議のうえ決定する。

3 適用対象外

現場事務所等の屋内に設けるトイレは、快適トイレとして扱わない。

4 設置に要する費用

- (1) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。

- (2) 「快適トイレに求める標準機能」、「付属品として備えるもの」及び「推奨する仕様、付属品」については、設計変更の対象とする。なお、当該仕様・付属品以外の追加の仕様等については、現場実態等を踏まえ、その必要性が認められる場合に設計変更の対象とする。なお、快適トイレの運搬費、設置費等は当初契約金額に含むものとし、設計変更の対象としない。
- (3) 快適トイレの費用は、見積り等を参考に共通仮設費に積み上げ計上する。ただし、当初設計額の共通仮設費の率分として従来品相当分は計上されていることから、積算時には、当該費用から従来品相当額 10,000 円／基・月を差し引いた額を計上する。
- (4) 快適トイレの積み上げ費用は、51,000 円／基・月（快適トイレの費用の上限 61,000 円／基・月 － 従来品相当額 10,000 円／基・月）を上限とし、男女別に 1 基ずつ計 2 基（102,000 円／2 基・月）まで計上できるものとする。
- (5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月を上限として計上できるものとする。